

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

鳥取県条例第五十六号 鳥取県薬事審議会条例

(設置)

第一条 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第四条の規定に基づき、鳥取県薬事審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が任命する。

一 関係行政機関の職員

二 学識経験のある者

三 消費者の意見を代表する者

四 薬事関係業者の意見を代表する者

(任期)

第三条 委員の任期は、前条第二項第一号に掲げる者のうちから任命される委員を除き、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

鳥取県薬事審議会条例をここに公布する。

昭和三十八年十二月二十五日

鳥取県知事 石破二朗

昭和38年12月25日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第122号

昭和38年12月25日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第122号

(会長)

第四条 審議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(難則)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県立軽費老人ホーム使用料条例をここに公布する。
昭和三十八年十二月二十五日
鳥取県知事 石破二朗

鳥取県立軽費老人ホーム使用料条例
(使用料の納付)

第一条 鳥取県立軽費老人ホームを使用する者は、この条例の定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

第二条 使用料の額は、別表のとおりとする。

第三条 知事は、特別の事情があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(規則への委任)
第四条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第五条 知事は、特別の事情があると認められたときは、使用料を減免することができる。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

別表

岩井長者寮

使用区分	金	額
小居室	一人で使用する場合	一人月額 七・五〇〇円
大居室	二人で使用する場合	一人月額 六・〇〇〇円

鳥取県条例第五十八号
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
改正する条例

第五条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三項第二号中「及び通信士」を「通信長及び通信士」に改める。

第十五条第五項を次のように改める。

- 5 前項の手当の額は、漁ろうに従事した期間中における漁獲高から漁獲に要した経費を差し引いた額の百分の二十に相当する額を総額として、漁ろうに従事した職員の職務に応じて人事委員会規則で定めるところにより算出した額とする。

附 則

この条例は、昭和三十九年一月一日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

鳥取県知事 石破二朗

昭和三十八年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五十九号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

00955

(第3種郵便物認可)

4

昭和38年12月25日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第122号(物認可)

職員の退職手当に関する条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。
第十五条第一項中「(その者が失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第二十条の三第一項に規定する場合の公共職業訓練に相当する公共職業訓練を受ける場合において、当該公共職業訓練を受け終わるべき日がその一年の期間を経過した日以後の日であるときは、そのまでの期間)」を削り、「失業している場合においては、」の下に「当該退職の日において、」を加え、「その者を同法」を「その者を失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)」に改める。

第十五条第一項を同条第十四項とし、同条第十項中

「就職支度金に相当する退職手当は、」を「第七項第一

号から第五号までに掲げる退職手当は、それぞれに改め、「失業保険法」の下に「第二十五条第一項に規定する技能習得手当、同条第二項に規定する寄宿手当、第二十六条第一項に規定する傷病給付金、」を加え、「規定する就職支度金」の下に「及び第二十七条に規定する移転費」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「就職支度金」を「傷病給付金に相当する退職手当又は就職支度金」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項各号列記以外の部分中「前項の規定による」を「第七項第四号に掲げる」に改め、同項を書中「ただし、」を「第七項第四号の規定に該当する者は、受給資格を有する者で、その」に、「前項」を「第五項」に、「二分の一未満である者については、この限りでない。」を「二分の一以上であるものとする。」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の三項を加える。

6 失業保険金に相当する退職手当の支給を受ける者が失業保険法第二十条の三第一項に規定する場合の公共職業訓練等に相当する公共職業訓練等を受ける場合において、当該公共職業訓練等を受け終わる日が、退職の日の翌日から起算して一年の期間を経過した日以後の日であるときには、当該日まで失業保険金に相当する退職手当を支給する。

7 第一項、第三項及び前項に定めるもののほか、失業保険金に相当する退職手当の支給を受けることができると要に応じ、それぞれ当該各号に掲げる給付を、退職手当として支給することができる。

二 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、それに相当する公共職業訓練等を受けている者については、は、技能習得手当

一 事情にある者を含む。)と別居して寄宿する者については、寄宿手当
三 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業につくことができない者については、傷病給付金
四 就職するに至った者については、就職支度金
五 公共職業安定所の紹介した職業につくためその住所又は居所を変更する者については、移転費
八 前項第三号に掲げる退職手当(以下「傷病給付金に相当する退職手当」という。)は、支給残日数をこえては支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十八年八月一日から適用する。

一 失業保険法第二十五条に規定する公共職業訓練等の者により生計を維持されている同居の親族(届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の

等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十八年十二月二十五日

鳥取県知事 石破二朗

附則第十条の次に次の一条を加える。

(刑に処せられたこと等により除算されていた在職期間の算入に伴う措置)

第五条第一項中「第四十二条第一項第三号」の下に「(同法附則第四十三条において準用する場合を含む。)」を加える。

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と

職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例等の

一部を改正する条例

(恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正)

第一条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条各号若しくは第二項又はこれらの規定に相当する他の都道府県若しくは市町村の教育職員としての在職期間を規定若しくは鳥取県退職年金条例の規定に規定する事由が生じたことにより恩給、他の都道府県の退職年金、市町村の退職年金又は退職年金の基礎となる在職期間から除算されていた期間が当該在職期間に該当することとなつたことに伴い、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、その該当することとなつた日の属する

月の翌月分から、これらの者に当該退職年金又は遺族年金を支給する。

2 この条例の規定により公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員としての在職期間を通算されるべき者で退職年金を受ける権利を有するもの又はその遺族でその者の死亡により遺族年金を受ける

扶助料を受ける資格若しくは権利を失うべき事由又は第一項若しくは前項に規定する他の都道府県若しくは市町村の退職年金条例に規定する遺族年金を受ける資格若しくは権利を失うべき事由に該当した遺族については、適用しないものとする。

(恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時

金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和三十四年十月鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

1 附則第十条第三号中「百五十分の三、五」を「百五十分の二・五」に、「百五十分の二十二」を「百五十分の三十五」に改める。

2 前二項の規定は、職員の死亡後恩給法に規定する定すべきこととなるときは、その該当することとなつた日の属する月の翌月分から、当該退職年金又は遺族年金を改定すべきこととなる。

3 前二項の規定は、職員の死亡後恩給法に規定する

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行し、恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(以下「通算条例」という。)附則第十一条の改正規定は、昭和三十七年十月一日から、その他の改正規定は、昭和三十八年十月一日から適用する。

(外国特殊法人職員期間の算入に伴う経過措置)
第二条 この条例による改正前の条例の規定により、公務員としての在職期間を通算されるべき者のうち、昭和三十一年九月一日から昭和三十八年九月三十日までに退職した職員でその者の公務員としての在職期間の計算につき恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。)附則第四十三条及び改正後の通算条例第五条第一項の規定を適用することによつてその者の在職

期間が十七年に達することとなるもの又はその遺族は、昭和三十八年十月一日から退職年金を受ける権利又は他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(以下「通算条例」という。)附則第十一条の改正規定は、昭和三十七年十月一日から、その他の改正規定は、昭和三十八年十月一日から適用する。

(外国特殊法人職員期間の算入に伴う経過措置)
第二条 この条例による改正前の条例の規定により、公務員としての在職期間を通算されるべき者のうち、昭和三十一年九月一日から昭和三十八年九月三十日までに退職した職員でその者の公務員としての在職期間の計算につき恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。)附則第四十三条及び改正後の通算条例第五

3 前二項の規定により退職年金又は遺族年金を受ける権利を取得した者の退職年金又は遺族年金の支給は、昭和三十八年十月から始めるものとする。ただし、職員を退職した時(退職したものとみなされた時を含む。)に当該退職年金を受ける権利を取得したものとしたならば、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ開スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)以外の法令により当該退職年金を受ける権利が消滅すべきであつた者又はその遺族については、当該退職年金又はこれに基づく遺族年金の支給は、行なわないものとする。

4 前三項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の

支給を受けることとなる者が、職員に係る一時恩給、退職一時金又は遺族一時金を受けた者である場合においては、当該退職年金又は遺族年金の年額は、退職年金については当該一時恩給、退職一時金又は遺族一時金の額(その者が二以上のこれらものを受けた者であるときはその合算額とし、既に国庫又は地方公共団体

(地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)による廃止前の町村職員恩給組合法(昭和二十七年法律第百十八号)第二条の町村職員恩給組合の権利を受けたものについては、当該町村職員恩給組合の権利義務を承継した地方公務員共済組合法第三条第一項第六号の規定に基づく市町村職員共済組合)に返還されたり額があるときはその額を控除した額とする。)の十五分の一に相当する額を、遺族年金についてはこれら

の額の三十分の一に相当する額をそれぞれその年額から控除した額とする。

5 第一項に規定する職員であつた者はその遺族で昭和三十八年九月三十日において現に法律第百五十五号

附則第四十三条及び改正後の通算条例第五条第一項の規定の適用を受けることなくして計算された公務員としての在職期間を基礎とする退職年金又は遺族年金の支給を受けているものについては、同年十月分からこれららの規定を適用してその年額を改定する。

(加算年を基礎とする退職年金及び遺族年金の年額の改定)

第三条 昭和三十八年九月三十日において現にこの条例による改正前の恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十四年十月鳥取県条例第三十号。以下「条例第三十号」という。)附則第十条第三号の規定により計算して得た年額の退職年金又は遺族年金を受けていた者については、昭和三十八年十月分以後、その年額を改正後の同

2 昭和三十八年九月三十日以前に給付事由の生じた退

職年金又は遺族年金の同月分までの年額の計算について
では、改正後の条例第三十号附則第十条第三号の規定
にかわらず、改正前の同条同号の規定の例による。
3 第一項の規定による退職年金又は遺族年金の年額の
改定は、知事が受給者の請求を待たずに行なう。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日・火・金

発行者 烏取県烏取市東町一丁目
印 刷 所 烏取県烏取市栗谷町
価 格 一部月額 二五〇円(送配料共)
一版 印